

古河市子どもの居場所補助金 募集要項

取り組む地域の課題や背景	<p>こども家庭庁「子どもの居場所づくりに関する指針」では、子どもにとって居場所は生きる上で不可欠な要素であり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題であると示されています。</p> <p>これを踏まえて古河市の現状を見ると、多くの古河市の人にとってほっとできる居場所は自宅のみであり、自宅や学校以外の居場所を持つ子どもは多くありません。仮に自宅が居場所でなくなってしまったら、たちまち孤独・孤立状態に陥ってしまうなど、子どもにとってよい環境とは言い難い状況です。</p> <p>一方で、既往研究などによると、子どもが居場所を複数持つことで、子どもの状態が好転することが期待されています。</p>
目的	古河市の人々が「自分が自分らしくいられる居場所」を多数持てる環境を整えること。
本補助における子どもの居場所	<ul style="list-style-type: none">・ 「自宅・学校以外で、子ども自身が自分らしくいられると感じる場所」であり、市内外の個人や団体等が古河市内で運営を行うもの。 (例) こども食堂、無料塾、プレーパーク、行政制度によらない民間学童、フリースペース、オンラインの居場所、学校に行かない選択をした子ども・障がいのある子ども・生活困窮世帯の子ども・LGBTQ の子ども・外国ルーツの子どもなど多様な子どもの居場所・ <u>こども家庭庁「子どもの居場所づくりに関する指針」</u>に沿うものであり、以下の要件をすべて満たすもの。 <ol style="list-style-type: none">① 民間各者が「子ども自身が自分らしくいられると感じる場所」と考えて設置・運営する子どものための場（リアルの場/仮想の場）やサービス。② 民間各者とは、地域住民、非営利団体（任意団体、NPO、ボランティア団体、組合、地域団体等）、営利団体（会社）、公共機関のうち、<u>古河市子どもの居場所ネットワーク・とまりぎ</u>に賛同した者。③ 民間各者の居場所は、原則として、<u>古河市子どもの居場所ネットワーク・とまりぎ</u>が作成する「<u>居場所マップ</u>」に居場所が掲載されることに同意すること。（ただし掲載がふさわしくない居場所は、掲載しません）④ 民間各者の居場所には、原則として、子どもを見守る大人が配置されていること。⑤ 民間各者の居場所には、責任者が一人以上配置され、利用する子どもの安全が確保されていること。⑥ 民間各者の居場所は、どんな子どもも来ることができるよう、利用料金の設定には配慮されていること。（無料、または低価格など、アクセスしやすいこと）
補助機関	古河市（福祉部 こども政策課）
企画調整	<u>古河市子どもの居場所ネットワーク・とまりぎ</u> （以下、「とまりぎ」という。）

古河市子どもの居場所補助金 募集要項

	<p>＜とまりぎとは＞</p> <p>令和7年度から開始した<u>古河市子どもの居場所支援事業</u>の一環として生まれた、古河市内の子どもの居場所のネットワークです。以下の活動に取り組みます。随時会員を募集しており、個人も無料で入会可能です。ぜひご入会ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの居場所を運営する団体等の支援 ② 子どもの居場所の設立を検討する団体・個人の支援 ③ 子どもの居場所の周知 ④ 困難を抱える子どもの早期発見・早期支援の促進 など 				
財 源	「古河市子どもの居場所支援事業」の一部				
対象地域	古河市内				
コース	継続	スタート	拡充		
対象活動	子どもの居場所による継続的な取り組み。	子どもの居場所を新規に開設すること。（活動半年以内も対象）	<p>子どもの居場所の活動を拡充する取り組み。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催頻度や開催場所を増やす取り組み ・ボランティアを増やすための活動説明会の開催や、広報物の作成・配布 ・ヤングケアラー、外国ルーツの子ども、虐待を受けた親子、生活困窮や不登校の子どもなどを受け入れる取り組みや働きかけ 		
補助上限	10万円	20万円			
総 額	150万円				
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動に取り組む市民や団体、または半年以内に上記活動に取り組む予定の市民や団体であること。 ・法人格の種類や有無は問いません。 ・運営母体が営利事業者であっても、自発的な市民・市民グループとしての独立した活動であれば、補助対象となります。 ・所在地が古河市外でも、活動場所が古河市内であれば申請可能です。 ・関連する活動など、活動実績は問いませんが、あるとより評価されます。 ・選挙に関わることや、宗教を主目的とする組織は対象ではないこと。 ・暴力団、暴力団員を始めとする反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力と関わりがないこと。 ・公序良俗に反する活動をしないこと。 ・子どもの安全・安心につながる対策に努めること。 				

古河市子どもの居場所補助金 募集要項

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費や管理費なども含め、対象経費に制限はありませんが、どのような経費にいくら助成財源を充当させるか、経費の構成比なども含め、審査対象となります。 ・ 申請内容から不適切、もしくは必要性が薄いと判断される絏費は、対象絏費から除外されることがあります。補助金以外の自主財源はなくとも構いませんが、財源構成も含め、活動の持続可能性も審査対象となります。 												
申請方法	<p>以下の書類を、申請窓口まで e メールまたは郵送。</p> <p>① 1 ページ半程度の申請書（ウェブサイトより書式をダウンロード） ② 予算書（ウェブサイトより書式をダウンロード） ③ 最新の事業報告書及び財務諸表等、もしくはそれらに該当する書類（もしあれば） ④ その他参考資料（パンフレットや会報、新聞記事などがもしあれば） ※ ウェブサイトから書式をダウンロードできない方は、最後に記載しているお問い合わせ先までご連絡ください。 ※ 代表印など押印不要。できるだけ e メールで申請してください。e メール申請の場合、書類受信の確認メールを送信します。 ※ 事務局が審査前の助言などを行います。できれば申請書完成前に申請書案を事務局にお送りください。一緒に良い活動企画を練り上げましょう。（尚、事務局は審査には加わりません。） ※ 活動計画などをさらに検討する必要がある場合、申請書類の再修正をお願いすることがあります。</p>												
スケジュール	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #f2e0d2;">日程（予定）</th> <th style="text-align: center; background-color: #f2e0d2;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 7 年 11 月 17 日（月）～12 月 21 日（日）必着</td> <td>補助申請受付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 7 年 12 月下旬～令和 8 年 1 月中旬</td> <td>補助審査、補助決定通知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 8 年 2 月上旬～中旬</td> <td>補助金振込、補助交流会開催</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 8 日（日） ※ 補助決定日よりも遡った経費も対象です。</td> <td>活動実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動終了後 1 か月以内もしくは令和 8 年 3 月 22 日（日）のいずれか早い日まで</td> <td>報告書類提出</td> </tr> </tbody> </table>	日程（予定）	内 容	令和 7 年 11 月 17 日（月）～12 月 21 日（日）必着	補助申請受付	令和 7 年 12 月下旬～令和 8 年 1 月中旬	補助審査、補助決定通知	令和 8 年 2 月上旬～中旬	補助金振込、補助交流会開催	令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 8 日（日） ※ 補助決定日よりも遡った経費も対象です。	活動実施	活動終了後 1 か月以内もしくは令和 8 年 3 月 22 日（日）のいずれか早い日まで	報告書類提出
日程（予定）	内 容												
令和 7 年 11 月 17 日（月）～12 月 21 日（日）必着	補助申請受付												
令和 7 年 12 月下旬～令和 8 年 1 月中旬	補助審査、補助決定通知												
令和 8 年 2 月上旬～中旬	補助金振込、補助交流会開催												
令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 8 日（日） ※ 補助決定日よりも遡った経費も対象です。	活動実施												
活動終了後 1 か月以内もしくは令和 8 年 3 月 22 日（日）のいずれか早い日まで	報告書類提出												
選考方法	書類審査のみ												
選考委員	茨城県内の子どもの居場所の設立・運営事情に詳しい者などから構成される選考委員会にて審査します。												
選考基準	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 60%;"> ① 補助趣旨に十分沿った活動か ② 地域課題の解決や価値創造に明確に結びつくか ③ 居場所と市民の役割や出番の広がりを目指しているか ④ 市民の共感と参加を得やすいか </td> <td style="vertical-align: top; width: 40%;"> ⑤ 他の組織のモデルとなるか ★ ⑥ 他団体とのつながりは十分か ★ ⑦ 活動の実現可能性は高いか ⑧ 補助金の使途は適切か </td> </tr> </table> <p>※ 拡充コースのみ★の基準でも審査されます。</p>	① 補助趣旨に十分沿った活動か ② 地域課題の解決や価値創造に明確に結びつくか ③ 居場所と市民の役割や出番の広がりを目指しているか ④ 市民の共感と参加を得やすいか	⑤ 他の組織のモデルとなるか ★ ⑥ 他団体とのつながりは十分か ★ ⑦ 活動の実現可能性は高いか ⑧ 補助金の使途は適切か										
① 補助趣旨に十分沿った活動か ② 地域課題の解決や価値創造に明確に結びつくか ③ 居場所と市民の役割や出番の広がりを目指しているか ④ 市民の共感と参加を得やすいか	⑤ 他の組織のモデルとなるか ★ ⑥ 他団体とのつながりは十分か ★ ⑦ 活動の実現可能性は高いか ⑧ 補助金の使途は適切か												

古河市子どもの居場所補助金 募集要項

お支払い方法	ご指定の口座に、一括で銀行振込を行います。(団体名義の口座を極力設けてください) ※ 本事業の資金を管理する <u>認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ</u> の口座より振り込みます。
活動報告	<ul style="list-style-type: none">・ A4 で 1、2 ページ程度の書式に、画像とともに簡単な活動報告及び決算報告をいただきます。何を行ったかではなく、どのような成果につながったかを重視します。・ 領収書コピーの送付などは不要です。団体で保管をお願いします。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 1 団体で 1 つのコースへの申請に限られます。・ 補助対象活動で作成する広報物などには、本補助事業からの補助である旨、必ず記載してください。・ 申請した活動内容や予算に変更が見込まれる場合、柔軟に対応しますので、都度ご相談ください。(重大な使途変更の連絡がないまま決算報告書を提出される場合、補助金の一部返金を求める場合もあります)・ 申請書等に記載いただいた個人情報は、とまりぎ事務局の<u>茨城 NPO センター・コモンズ「個人情報保護方針」</u>に基づき、本事業運営及び関連するご連絡のみに使用します。・ まずは、お気軽に事務局までお問い合わせください。あなたのチャレンジを応援します！
お問い合わせ	<p>古河市子どもの居場所ネットワーク・とまりぎ (共同事務局 : <u>認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ</u>) 担当 : 尾崎 知弥、大野 覚 〒306-0231</p> <p>茨城県古河市小堤 1796-2 <u>社会福祉法人下総プリンスクラブ</u> 白英荘内 電話 : 0280-23-6182 FAX : 0280-23-6183 e メール : <u>info@koga-tomarigi.org</u></p> <p>【申請書類郵送先】 〒310-0031 茨城県水戸市大工町 1-2-3 トモスみと 4 階 みとしんビジネスセンター C-1</p>